

阿賀野市水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル 実 施 要 領

1 趣旨

阿賀野市では、水道事業の持続可能な運営と、利便性の向上を図ることを目的として、料金関連業務の包括的な業務委託を行う。

については、当該業務の受注可能な能力を有する事業者うち、業務に対する信頼性、柔軟性、技術力等総合的に優れた事業者を公募型企画提案（プロポーザル）方式により選定する。

2 事業概要

- (1) 委 託 業 務：阿賀野市水道料金等徴収業務委託
- (2) 委託業務内容：別紙「阿賀野市水道料金等徴収業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおりとする。

3 提案上限額

- (1) 343,398,000円（消費税及び地方消費税を含む）

上記金額は、事業内容の規模を示すためのものであり、見積書に記載する金額は上記提案上限額を超えてはならない。また、見積価格評価の対象とするので、下記の記載の期間に係る見積額を見積書に記載すること。

4 委託期間

- (1) 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

- (2) 準備期間

令和9年1月から業務委託開始までの引き継ぎ期間は準備期間とし、当該期間に関する経費は、受託者の負担とする。

- (3) 委託業務の詳細・別紙「阿賀野市水道料金等徴収業務委託 仕様書」のとおり

5 契約

地方自治法第234条の3、自治法施行令第167条の17及び阿賀野市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に規定する長期継続契約であるため、履行期間の始期の属する年度にかかる予算が議決されなかった場合又はこの契約の締結の属する年度（履行開始年度）の翌年度以降において、当該契約に係る市の歳出予算において減額又は削除があった場合、市はこの契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、受注者に損害が発生したときは、市は受注者に対して損害賠償の責めを負い、損害額は市と受注者が協議して定めるものとする。

6 参加資格要件

次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 阿賀野市物品の調達及び役務の提供等入札参加資格審査規程に基づく入札参加資格を有する者※であること。なお、資格を有していない者は、参加表明書等の提出期限までに同規程による入札参加取得手続きを行うこと。
※対象期間は令和 7、8 年度とし、「役務の提供」－「上水道施設維持管理」－「上水道施設等維持管理または「その他の上水道施設維持管理業務委託」の分類に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 阿賀野市から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 阿賀野市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 30 号）第 2 条(1)及び(2)の規定に該当する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 水道料金徴収業務について過去に 3 年以上の受託実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- (8) 常時雇用関係があり、かつ公共料金徴収業務について 3 年以上も実務経験を有する業務責任者を配置できる者であること。

7 実施方法

(1) 選定方法

- ① 公募型プロポーザル方式とする。
- ② 別紙「事業者選定基準」に基づき、二段階方式で審査を実施する。
- ③ 審査は、企画提案書及びプレゼンテーションとする。
- ④ 優先交渉権者、次点交渉権者の企画提案者を選定する。

(2) プロポーザル実施スケジュール

内 容	スケジュール
公募広告、資料配布	令和 8 年 7 月 21 日(火)
質問書の提出期限	令和 8 年 8 月 7 日(金) 17 時迄（必着）
質問回答	令和 8 年 8 月 21 日(金)
参加表明の提出期限	令和 8 年 8 月 28 日(金) 17 時迄（必着）
企画提案書及びその他資料提出期限	令和 8 年 9 月 7 日(月) 17 時迄（必着）
①一次審査（書類審査）	【結果通知】令和 8 年 10 月 1 日(木)
②二次審査（プレゼンテーション及びデモンストレーション）	令和 8 年 10 月 19 日(月)

審査結果の通知	令和8年11月上旬（予定）
契約締結	令和8年11月（予定）
業務開始	令和9年4月1日（木）

8 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出及び回答

- ①提出期限 令和8年8月7日（金）17時（必着）
- ②提出書類 **【様式6】 質問書**
- ③提出方法 電子メールにて送付すること。
メール件名は「水道料金等徴収業務質問書の送付」とすること。

(2) 質問への回答

- ①回答期限 令和8年8月21日（金）17時
- ②回答方法 質問に対する回答は、市ホームページにて公表する。

9 参加表明届の提出

(1) 提出期限 令和8年8月28日（金）17時（必着）

(2) 提出書類

- ① **【様式1】 参加表明書** 1部
- ② **【様式2】 企業概要** 1部
- ③ **【様式3】 受注実績調書** 1部
- ④ **【様式4】 協力事業者調書** 1部

(3) 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は特定記録郵便又は簡易書留として、提出期限当日必着を厳守すること。

(4) 参加表明後の辞退

【様式1】 参加表明書を提出後に辞退する場合は、令和8年9月1日（火）17時までに**【様式5】** 参加辞退書を提出すること。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年9月7日（月）17時（必着）

(2) 提出書類

- ① **【様式8】 企画提案書表紙**
- ② 企画提案書
- ③ **【様式7】 見積書**
- ④ 見積明細書（任意様式）

※見積書の正本は届出印を押印し、全ての提出書類をファイル等で綴じて提出すること。

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 7 部

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は、特定記録郵便又は簡易書留として、提出期限当日必着を厳守すること。提出先は「16 問い合わせ及び企画提案書等提出先」を参照すること。

11 企画提案書等の作成

(1) 企画提案書の様式は、次に掲げるとおり作成すること。

- ① 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とすること。
- ② 用紙の大きさは、原則として、日本工業規格 A4 とし、両面印刷とすること。また、図面等補足資料で、A3 の用紙を使用する場合は、横折込とすること。
- ③ 各提出書類で使用する本文の文字の大きさは、10.5 ポイント以上とすること。
- ④ 企画提案書は 60 ページ以内（表紙、目次、付図等は除く。）とすること。A3 サイズは 2 ページ分とみなすこと。
- ⑤ 【様式 8】企画提案書表紙は、必要事項を記載し、代表者印を押印すること。
- ⑥ 企画提案書には、下記の提案項目について順番どおりに記載すること。

No.	項 目 名
1	会社概要
2	財務状況（直近 2 か年の会計年度における貸借対照表及び損益計算書）
3	受託実績
4	業務体制及業務執行計画
5	地域雇用（地元雇用・地元経済）に対する考え方
6	窓口受付業務に対する考え方
7	収納業務・滞納整理に対する考え方
8	入金整理及び口座振替業務に対する考え方
9	検針及び再調査業務に対する考え方
10	個人情報保護に対する考え方
11	防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方
12	その他（追加提案など）

(2) 見積書について

次の点を留意すること。

提案見積金額は、本件委託業務全体の 5 年間に要する費用（消費税及び地方消費税抜き）積算し、【様式 7】提案見積書により提出してください。

12 審査

別紙「事業者選定基準」に基づき、二段階方式で審査を実施する。

(1) 審査方法

阿賀野市職員等で構成される審査委員（局長、上水道次長、営業係、水道事業経験者等）が、企画提案書の内容について「事業者選定基準」に基づいて審査し選考を行う。

(2) 一次審査（書類審査）

企画提案書、見積書等の内容を踏まえ、総得点の多い順に、上位者を一次審査通過者とする。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した者を対象にプレゼンテーション及びデモンストレーション、ヒアリングを実施し、審査する。なお、プレゼンテーション、デモンストレーション審査においては、パワーポイントの使用を認める。

① 令和8年10月19日(月)

会場等の詳細は、一次審査通過者にメールにて通知する。

② 使用機材

説明に必要な機材は提案者が用意すること。ただし、スクリーンは本市が準備する。

③ 時間配分

企画提案説明 45 分、質疑応答 15 分の計 60 分とする。

④ プレゼンテーションの内容

- ・提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。その際に、企画提案書とは別のプレゼンテーション用の資料を作成し、当日提出することも可とする。その場合は、表紙や裏表紙等全て含み A4 用紙 7 枚以内とし、8 部提出すること。ただし、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

- ・業務委託について、デモンストレーションを行うこと。特に以下の項目については、必ず説明すること。

- * 水道料金等の徴収業務委託の概要と利用者の利便性、事務効率化の工夫や特徴
- * 水道料金等の徴収業務委託により期待できる効果
- * その他、特にアピールしたい機能

⑤ プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

(4) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

別紙「事業者選定基準」に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。最終選考結果は、各事業者宛てに参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(5) その他

- ① 参加者が 1 者の場合であっても審査を実施し、その場合は、総合評価点が 60%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。
- ② 二次審査の準備時間は、開始 10 分前からとする。
- ③ 選考結果に関する質問は受け付けない。

13 企画提案の無効

次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。

- ・実施要領等に示した参加に必要な資格のない者が行った応募
- ・参加者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない応募
- ・提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された応募
- ・誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
- ・2 通以上の企画提案書の提出がなされた応募
- ・その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募

14 失格判定基準

選定委員会における審査の結果、下記の内容に該当する場合は、失格となることがあるので留意すること。

- ・提出書類に不備があった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査の公正性を害する行為があった場合
- ・見積額が、提案上限額を超える提案を行った場合。

15 留意事項

- ・提出できる企画提案は1 者1 件までとする。
- ・この企画提案に要する費用はすべて企画提案者の負担とする。
- ・提出された提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書は、阿賀野市情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律の規定、阿賀野市個人情報保護法施行条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示する場合がある。
- ・本要領「6 問い合わせ及び企画提案書等提出先」に記載の担当者以外への本プロポーザルに関する問い合わせ等は審査終了まで禁止する。

16 問い合わせ及び企画提案書等提出先

担当部署：阿賀野市上下水道局営業係 担当 佐藤 知佳子

E - mail：josuido@city.agano.niigata.jp

住 所：〒959-2024 新潟県阿賀野市中島町7 番 20 号

電 話：0250-62-2159（直通）